

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

厚生年金関係 11件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月1日から同年8月3日まで
② 昭和24年12月23日から25年2月4日まで
③ 昭和26年7月1日から同年10月2日まで
④ 昭和27年1月15日から同年2月27日まで
⑤ 昭和27年7月1日から36年12月1日まで
⑥ 昭和36年12月1日から38年6月16日まで

55歳になって社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのが分かった。

しかしながら、脱退手当金の手続をした覚えは無く、また、受け取った記憶も無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和39年9月5日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間の一部と同一事業所であり、厚生年金保険被保険者台帳において同一の被保険者記号番号により管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上、不自然である。

さらに、申立人は国民年金保険料を申立期間直後までさかのぼって特例

納付していることを踏まえると、申立人が申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがえるほか、支給されたとする額は、法定支給額と 154 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 29 日から 42 年 2 月 16 日まで
② 昭和 42 年 2 月 21 日から 46 年 1 月 21 日まで
年金記録を確認した際に、申立期間については脱退手当金を受給しているとのことであったが、私は脱退手当金の支給申請を行っていないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 2 か月後の昭和 48 年 3 月 2 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 46 年 6 月 21 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生年金 事案 430

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年6月27日に支給された賞与において、84万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を84万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和20年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 平成15年6月27日

A社（現在は、B社）から平成15年6月27日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成15年6月27日に支給された賞与に係る一時金明細書から、申立人は、84万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 26 日から 30 年 5 月 4 日まで
申立期間については、脱退手当金が支給済みとなっているが、私は脱退手当金を受け取っていないため、調査の上、年金として支給していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和30年9月4日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和30年9月4日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、37年5月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 12 月 5 日から 34 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 2 月 1 日から 37 年 9 月 16 日まで

平成 5 年ごろ社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかしながら、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、明確な調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

また、いずれの申立期間とも、申立人の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間①について、申立人の被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されている上、申立期間①と申立期間②の被保険者番号は異なっているなど、申立期間①及び申立期間②の双方の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 3 月 15 日から 41 年 12 月 25 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとのことだった。
しかしながら、私はもらった覚えが無いので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の脱退手当金の支給記録においては、申立期間①及び②を支給対象期間として昭和 42 年 10 月 19 日に支給決定されたこととなっているところ、申立人は当初の申立てにおいて、申立期間①は当該事業所の先輩方から将来の年金につなげるため脱退手当金を受給してはいけないと言われていたので受給していないと申し立てる一方、申立期間②は受給したと思うとして申立期間に含めておらず、申立期間①を受給していないとする理由である将来の年金受給を意識していたとの主張は不自然である上、申立期間②の脱退手当金を受給していたとすれば、申立期間①も含めて支給されることに不自然な点は見られない。

また、その後、申立期間②も含めて申し立てるに至ったが、その理由も含めて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から29年12月24日まで
平成19年に社会保険事務所へ行き、申立期間が年金額に反映されていないことを話したところ、脱退手当金として支給済みとの回答を受けたが、受領した記憶がないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和30年3月31日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月5日から28年1月5日まで
年金のことが問題となっていることから、平成19年に改めて年金記録を調べてみたところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを初めて知ったが、脱退手当金をもらったつもりは無く、申立期間の厚生年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和29年1月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、38年5月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 22 日まで
社会保険事務所で年金受給の手続をした際に、申立期間について脱退手当金が支給されているということを初めて知ったが、もらった覚えが無いので、調べていただいた上、年金として支給してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 37 年 12 月 25 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給してないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月21日から32年1月1日まで
② 昭和32年7月1日から35年12月30日まで
今年、社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていたが、私は脱退手当金の制度自体を知らず、記憶も定かではないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和37年10月ごろ国民年金に加入しているが、その際の資格取得日が申立期間と重複する35年10月1日からとなっていることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年5月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間に係る事業所を退職後、自営業に従事することとなった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月1日から37年1月31日まで
60歳の時に社会保険事務所で、申立期間については脱退手当金が支給されていることを知ったが、私は脱退手当金の請求手続きをしていないため、現在の受給年金に申立期間を反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 427

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 28 日から 36 年 7 月 9 日まで
② 昭和 36 年 10 月 8 日から 39 年 1 月 11 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 6 月 11 日まで
④ 昭和 45 年 5 月 21 日から 48 年 2 月 21 日まで

昭和 50 年ごろ、友人から脱退手当金を受給することを勧められ、役所で脱退手当金の請求書と思われる書類に記入したが、やはり受給はやめようと思い、書類を破棄するよう役所の担当者に伝えたことを覚えている。

しかしながら、平成 19 年 9 月に年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。書類に記入した記憶はあるが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろ脱退手当金請求書と思われる書類に記入し提出したと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立期間②、③及び④の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間④に係る事業所を退職した約 2 年 3 か月後の昭和 50 年 6 月 9 日に重複整理されたことが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 5 月 22 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い重複整理が行われたと考えられる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、申立人の請求手続は適正にな

されたものと認められることから、受給をやめようと思ひ役所の担当者に書類の破棄を申し入れたとする申立人の主張も認め難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 428

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から30年10月26日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことだったが、私は申立期間の事業所を退職する際、脱退手当金を申請し、社会保険事務所から実家に文書が届いたものの、実家の父が嫁ぎ先に届けてくれたときには、既に受取期限が過ぎていたため、取りに行かなかったもので、もらっているはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所を退職する際、脱退手当金の請求手続をし、間もなく社会保険事務所から支給に係る文書が実家に届いたと述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年1月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 26 日から 36 年 1 月 26 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 11 日まで
③ 昭和 39 年 3 月 11 日から 40 年 3 月 30 日まで

社会保険事務所で年金記録を調べてもらった際に脱退手当金が支給済みとなっていることを知ったが、自分で脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取ったことも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所から提出された申立人の「社会保険被保険者台帳」と題する書面には、申立人の厚生年金保険の記号番号、資格取得日、資格喪失日及び標準報酬等級などが記録されており、記号番号については厚生年金保険被保険者名簿の重複取消の記載と一致する訂正がなされていることを踏まえれば、厚生年金保険に係る届出を記載したものと認められるところ、当該台帳には「厚年 16,000 (脱退手当金)」と記載されており、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は申立期間③に係る事業所を退職した秋ごろ、実家に届いたとされる現金入りの封筒を実家の母親から受け取ったと述べており、脱退手当金の支給決定日である昭和 40 年 11 月 5 日とその時期が近接することを踏まえると、当該現金は脱退手当金であったものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。